

# 取引先企業を表彰します！

～ 産業振興貢献企業表彰のしくみ Q&A ～

足利市が実施する「足利市産業振興貢献企業表彰」をご案内します。本表彰制度の利用をご希望される市内企業の皆さまにおかれましては、申告期間内に申告書をご提出ください。

## 【令和7年度 産業振興貢献企業表彰のスケジュール】

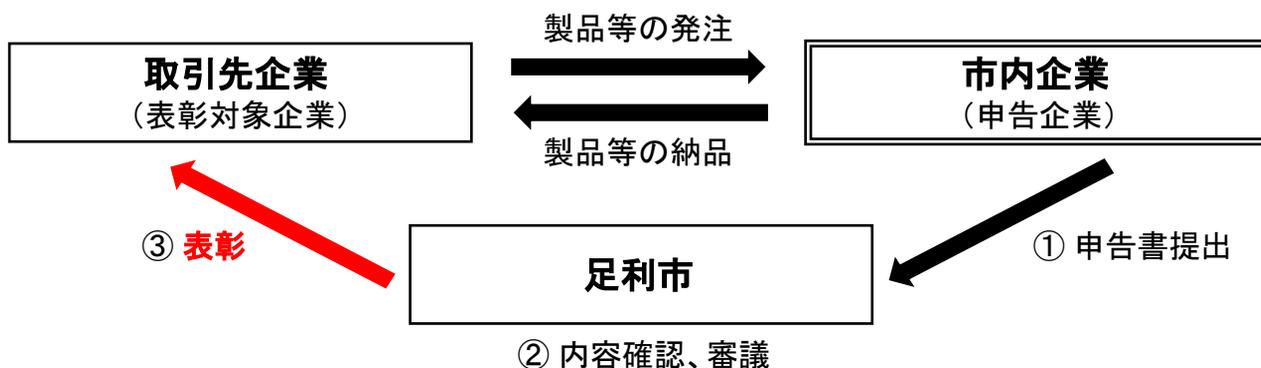
6月1日(日)	申告受付開始
<b>6月20日(金)</b>	<b>申告受付終了</b>
6月下旬	申告企業聞き取り調査
8月中旬	表彰企業決定
<b>11月7日(金)</b>	<b>贈呈式【会場:ニューミヤコホテル、16時より開式】</b>

※申告受付終了以降の予定につきましては、変更になる場合もあります。

## 産業振興貢献企業表彰とはどのようなものですか？

本社所在地が足利市内にあって、製造業を営む企業（以下「市内企業」という。）との日常の取引を通じて、足利市の産業振興に貢献したと認められる**本社所在地が足利市外にある企業**（以下「取引先企業」という。）に「**足利市産業振興貢献企業賞**」を贈呈し、表彰するものです。

市内企業から、表彰基準に該当する取引先企業を、表彰対象企業として申告していただきます。ただし、市内企業と取引先企業とが系列会社、傍系会社などの関係にある場合は、表彰対象企業にはなれませんのでご注意ください。



## どのような表彰基準ですか？

### ★令和7年度より、表彰基準(取引額)を見直しました！

申告をする市内企業の業種により、その基準が異なります。（業種区分は4ページを参照）

- **軽工業**を営む市内企業の場合、取引先企業との**①直近3事業年度の継続した取引**があり、その間の年度あたり取引額の平均が**②3,000万円以上**であることが必要です。
- **重化学工業**を営む市内企業の場合、取引先企業との**①直近3事業年度の継続した取引**があり、その間の年度あたり取引額の平均が**②1億円以上**であることが必要です。

例えば、軽工業を営む市内企業の場合では…

前年度取引額	3,000万円
2年度前取引額	2,000万円
3年度前取引額	4,000万円
直近3事業年度の年度あたり取引額の平均	3,000万円

上記の場合、単年度ごとに見ると基準額を下回る年度もありますが、年度あたり取引額の平均が、取引額≥基準額(3,000万円)となるため申告可能となります。

**加工賃取引の場合、別の基準はありますか？**

加工賃取引の場合は、その額を3倍して得た額を取引額とみなします。  
加工賃取引とは、他者から支給された原材料によって製造し、または他者の所有する製品を加工して受け取った加工賃による取引をいいます。

**軽工業の場合**

市内企業A社と取引先企業との間における売買取引と加工賃取引の直近3事業年度の年度あたり取引額の平均が、それぞれ1,000万円と1,000万円であった場合

実際の取引額		加工賃取引額を <b>3倍</b>	算定方法適用後の取引額	
売買取引額	1,000万円		1,000万円	
加工賃取引額	1,000万円		<b>3,000万円</b>	
合計取引額	2,000万円		4,000万円	

よって、合計取引額 ≥ 基準額(3,000万円)となり、申告可能となります。

**重化学工業の場合**

市内企業B社と取引先企業との間における売買取引と加工賃取引の直近3事業年度の年度あたり取引額の平均が、それぞれ4,000万円と4,000万円であった場合

実際の取引額		加工賃取引額を <b>3倍</b>	算定方法適用後の取引額	
売買取引額	4,000万円		4,000万円	
加工賃取引額	4,000万円		<b>1億2,000万円</b>	
合計取引額	8,000万円		1億6,000万円	

よって、合計取引額 ≥ 基準額(1億円)となり、申告可能となります。

**すでに受賞経歴のある企業が、再度受賞することはできますか？**

一般表彰を受賞した取引先企業は、表彰を受けた年を含め3年間は、その受賞時と同じ市内企業からの申告による表彰対象になることはできません。

例) 2年前に取引先企業であるA社が、B社の申告により一般表彰を受賞した場合

今回申告しようとする市内企業	申告の可否
B社による単独申告	<b>不可</b>
C社による単独申告	可
B社とC社による共同申告	可

**表彰企業はどのように決定されるのですか？**

一般表彰と特別表彰のいずれの場合も、申告に基づき、取引状況等を調査させていただいたうえで、足利市中小企業対策審議会へ意見を求めて決定します。  
なお、取引状況等の調査は、申告のあった市内企業への聞き取り調査となります。

**通常の表彰(一般表彰)のほかに特別表彰があるようですがどういうものですか？**

特別表彰は、長年にわたる貢献に感謝を表する制度です。  
一般表彰の基準を満たす取引先企業のうち、初めて一般表彰を受けた年から数えて 10年目以降の表彰で、その間、継続して表彰基準額を満たした取引をしている場合に贈られます。  
申告方法は、一般表彰と同様です。

**※ご注意ください！**

- 特別表彰を受賞できるのは、1取引先企業あたり1回限りとなります。
- 一般表彰を受賞した取引先企業は、表彰を受けた年を含め3年間は、特別表彰を受賞することはできません。

**いくつかの企業と共同して申告できますか？**

複数の市内企業が共同で、同じ取引先企業を申告することもできます。ただし、複数の企業で申告する場合は表彰基準が変わります。

申告をする複数の企業と取引先企業との取引額合計が、軽工業の場合 4,500万円以上、重化学工業の場合1.5億円以上となります。

※加工賃取引の場合は、取引額を3倍した額を、下記の基準にあてはめてください。  
算定方法は、2ページを参照してください。

**【表彰基準】**

		単独申告	共同申告
市内企業	軽工業	3,000万円以上	4,500万円以上
	重化学工業	1億円以上	1.5億円以上

**申告方法を教えてください。**

「足利市産業振興貢献企業申告書」を作成し、ご提出ください。  
申告受付については、以下のとおりです。

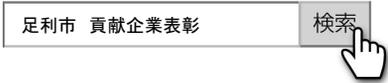
**【令和7年度 産業貢献企業表彰申告受付】**

受付期間 **6月1日(日)～6月20日(金)**

提出方法 **足利市オンライン申請システム**

申告書の様式は、足利市の公式ホームページからダウンロード可能です。

(足利市公式ホームページ → 組織でさがす → 産業ものづくり課 → 足利市産業貢献企業表彰のお知らせ)



**問い合わせ先**

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当  
〒326-8601 足利市本城3丁目2145(本庁舎別館1階)  
電話: 0284-20-2110  
FAX: 0284-20-2259  
E-mail: kougyou@city.ashikaga.lg.jp

参考資料

産業分類表(E製造業)

日本標準産業分類の大分類E 製造業を中分類別に軽工業と重化学工業に分類したものです。

区分	中分類	区分	中分類
軽工業	09 食料品製造業	重化学工業	16 化学工業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		17 石油製品・石炭製品製造業
	11 繊維工業		22 鉄鋼業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)		23 非鉄金属製造業
	13 家具・装備品製造業		24 金属製品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		25 はん用機械器具製造業
	15 印刷・同関連業		26 生産用機械器具製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		27 業務用機械器具製造業
	19 ゴム製品製造業		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		29 電気機械器具製造業
	21 窯業・土石製品製造業		30 情報通信機械器具製造業
	32 その他の製造業		31 輸送用機械器具製造業

過去5年の受賞企業

	一般表彰受賞企業	特別表彰受賞企業
R2	ナブテスコ(株)パワーコントロールカンパニー (岐阜県不破郡垂井町) (株)SUBARU(東京都渋谷区) (株)オーエ(和歌山県海南市) 東和産業(株)(和歌山県海南市)	
R3	トヨタテツ東北(株)(宮城県登米市) (株)ジェイテクト(愛知県刈谷市)	豊田鉄工(株)(愛知県豊田市)
R4	(株)ジーテクト(埼玉県さいたま市) 三菱自動車工業(株)(東京都港区) ユニプレス(株)(神奈川県横浜市) SAFRAN AIRCRAFT ENGINES(フランス) 日本シグマックス(株)(東京都新宿区) TOPEYE Co.,Ltd.(韓国) 有本カテイ(株)(和歌山県海南市) レオン自動機(株)(栃木県宇都宮市)	
R5	(株)SUBARU(東京都渋谷区) (株)エイチワン(埼玉県さいたま市)	東和産業(株)(和歌山県海南市)
R6	豊田鉄工(株)(愛知県豊田市) トヨタテツ東北(株)(宮城県登米市) サーパス工業(株)(埼玉県行田市)	